

年 発 0724 第 3 号 2018 (平成30) 年7月24日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長 (公印省略)

「確定拠出年金制度について」の一部改正について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)の一部が平成30年5月1日より施行され、企業型年金を実施する事業主は、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関(以下「運営管理機関」という。)に委託する場合は、少なくとも5年ごとの運営管理業務の評価等の実施に努めることとされた。

事業主は、確定拠出年金制度を実施する主体であり、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、運営管理機関を選定する必要があることから、上記努力義務の施行に伴い、制度導入時における運営管理機関の評価項目として「提示されることが見込まれる運用の方法」を追加する。あわせて、実際に選定される運用の方法について運営管理機関から説明を受けるべき事項を示すとともに、定期的な運営管理業務の評価の実施に当たっても、具体的な評価項目を示すこととした。

また、運営管理機関は、中立的な立場で運営管理業務を行う必要があることから、いわゆる営業職員が運営管理業務を兼務することを禁止している。しかし、加入者等に対してより充実した情報提供を可能とするため、運営管理機関が設置する窓口において営業職員が運用の方法を説明することが可能となるよう、運営管理業務のうち、運用の方法の提示及び情報提供については、運営管理機関の業務管理態勢の整備等、加入者等のために忠実に業務を行うことを確保するための措置を講じたうえで、営業職員が兼務することを可能とした。

これらに伴い、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令(平成30年内閣府・厚生労働省令第5号)及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令(平成30厚生労働省令第89号)が2018(平成30)年7月24日に公布された。あわせて、「確定拠出年金制度について」(平成13年8月21日年発第213号)の別紙を別添のとおり改正し、第9の1(1)、第9の2(1)②、第10、第11及び第12は2018(平成30)年7月24日より適用し、他の事項は2019(平成31)年7月1日より適用することとしたので、よろしく取り計らい願いたい。

新

第1・第2 (略)

第3 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項

- 1. 基本的な考え方
 - (1)確定拠出年金は、我が国の年金制度において、個々の加入者等が自 己責任により運用し、その運用結果によって給付額が決定される初め ての制度である。確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を 図るための年金制度として国民に受け入れられ、定着していくために は、何よりも増して加入者等が適切な資産運用を行うことができるだ けの情報・知識を有していることが重要である。また、確定拠出年金 制度の老齢給付金の受給時期等、制度に関する情報・知識を有してい ることも重要となる。したがって、法第22条の規定等に基づき、投 資教育を行うこととなる確定拠出年金を実施する事業主、国民年金基 金連合会、それらから委託を受けて当該投資教育を行う確定拠出年金 運営管理機関及び企業年金連合会等(この第3の事項において「事業 主等」という。)は、極めて重い責務を負っている。このため、事業 主等においては、制度への加入時はもちろん、加入後においても、継 続的に、個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者 等が十分理解できるよう、必要かつ適切な投資教育を行わなければな らないものであること。
 - (2)投資教育を行う事業主等は、(1)の趣旨に鑑み、運用の指図を行 うことが想定される加入者等となる時点において投資教育がなされ ているよう努めること。

第1·第2 (略)

第3 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項

- 1. 基本的な考え方
 - (1)確定拠出年金は、我が国の年金制度において、個々の加入者等が自己責任により運用し、その運用結果によって給付額が決定される初めての制度である。確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るための年金制度として国民に受け入れられ、定着していくためには、何よりも増して加入者等が適切な資産運用を行うことができるだけの情報・知識を有していることが重要である。したがって、法第22条の規定等に基づき、投資教育を行うこととなる確定拠出年金を実施する事業主、国民年金基金連合会、それらから委託を受けて当該投資教育を行う確定拠出年金運営管理機関及び企業年金連合会等(この第3の事項において「事業主等」という。)は、極めて重い責務を負っている。このため、事業主等においては、制度への加入時はもちろん、加入後においても、継続的に、個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者等が十分理解できるよう、必要かつ適切な投資教育を行わなければならないものであること。

(3) 投資教育を行う事業主等は、常時上記(1) <u>及び(2)</u> に記した責務を十分認識した上で、加入者等の利益が図られるよう、当該業務を行う必要があること。

 $2 \sim 5$ (略)

第4 (略)

第5 運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項

1 • 2 (略)

- 3. 規則第20条第4項の説明について
 - (1)確定拠出年金運営管理機関は、制度上もっぱら加入者等の利益のみ を考慮して中立な立場で運営管理業務を行うものとして位置づけら れているところであり、こうした趣旨に基づき、法第 100 条におい て、特定の運用の方法に係る金融商品について指図を行うことを勧め る行為の禁止をはじめ、各種の禁止行為が規定されているところであ る。したがって、金融商品の販売等を行う金融機関が自ら確定拠出年 金運営管理機関として運用関連業務を行う場合には、あくまでも中立 な立場で業務を行い、当該禁止行為が確実に行われないようにすると ともに、確定拠出年金運営管理機関に対する国民の信頼が確保される よう、法第23条第1項の政令で定める運用の方法に係る商品の販売 若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務 を行う者(いわゆる営業職員)が、運用の方法の情報の提供を行う場 合又は営業職員以外の職員が運用の方法の情報提供を行う際に営業 職員が同席する場合にあっては、加入者等に対し、書面の交付その他 の適切な方法により、法第23条第1項の政令で定める運用の方法に 係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧

(2) 投資教育を行う事業主等は、常時上記(1)に記した責務を十分 認識した上で、加入者等の利益が図られるよう、当該業務を行う必 要があること。

 $2 \sim 5$ (略)

第4 (略)

第5 運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項

1 • 2 (略)

誘との誤認を防止するための説明を行うこととしたものであること。

- (2) 法第23条第1項の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若し くはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘との誤認を防止す るための説明としては、少なくとも、以下の事項を説明すること。
 - ① 運用の方法の情報の提供は確定拠出年金運営管理機関として行うこと。
 - ② 特定の運用の方法の推奨が禁止されていること。

4. 情報提供に関する留意事項

確定拠出年金は、個々の加入者等が自己責任により運用し、その運用結果によって給付額が決定される制度であることから、加入者等が適切に運用指図を行うことができるよう、加入者等が運用の方法の具体的内容について理解することが重要である。この趣旨に鑑み、運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において運用の方法の情報提供が行われている必要があることに留意すること。

第6~第8 (略)

第9 行為準則及び業務管理態勢に関する事項

- 1. 事業主の行為準則
 - (1) 忠実義務(法第43条第1項)の内容 事業主は、少なくとも次の事項に留意しなければならないこと。
 - ① 確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関については、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サー

(新設)

第6~第8 (略)

第9 行為準則に関する事項

- 1. 事業主の行為準則
 - (1) 忠実義務(法第43条第1項)の内容 事業主は、少なくとも次の事項に留意しなければならないこと。
- ① 確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関については、もっぱら加入者等の利益<u>の観点から</u>、運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準、業務・サービス内容(加入者等から企業型年金の運

ビス内容 (加入者等から企業型年金の運営状況に関する照会があった ときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。 以下同じ。)、手数料の額等に関して、複数の確定拠出年金運営管理機 関又は資産管理機関について適正な評価を行う等により選任するこ と。

特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関(確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。)を選任できるのは、当該機関の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由がある場合に限られるものであること。

また、法第3条第1項又は第5条第2項の規定に基づき、企業型年金に係る規約を作成する場合又は企業型年金規約に規定する事項のうち確定拠出年金運営管理機関若しくは資産管理機関の変更を行う場合にあっては、労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得る際に、当該第一号等厚生年金被保険者又は加入者等に対し、当該確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関を選定した理由を示すこと。

② 事業主は、企業型確定拠出年金制度を実施する主体であり、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、確定拠出年金運営管理機関を選定する必要があることから、確定拠出年金運営管理機関に委託している運営管理業務のうち特に運用関連業務がもっぱら加入者等の利益のみを考慮して、適切に行われているかを確認するよう努める必要がある。

事業主は、少なくとも、下記事項について、確定拠出年金運営管理

営状況に関する照会があったときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。以下同じ。)、手数料の額等に関して、複数の確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関について適正な評価を行う等により選任すること。

特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関(確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関(確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関と緊密な資本又は人的関係のある法人を含む。)を選任できるのは、当該機関の専門的能力の水準、業務・サービス内容、手数料の額等に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由がある場合に限られるものであること。

また、法第3条第1項又は第5条第2項の規定に基づき、企業型年金に係る規約を作成する場合又は企業型年金規約に規定する事項のうち確定拠出年金運営管理機関若しくは資産管理機関の変更を行う場合にあっては、労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得る際に、当該第一号等厚生年金被保険者又は加入者等に対し、当該確定拠出年金運営管理機関又は資産管理機関を選定した理由を示すこと。

機関から合理的な説明を受けるよう努めること。

- ア 提示された商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
- <u>イ</u> 下記(ア)~(ウ)のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合 に、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるとい えるか。
 - (ア) 同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である。
 - (イ)他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利 回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。
 - (ウ) 同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。
- ウ 商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合又は開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか。
- 工 確定拠出年金運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。

 $3\sim7$ (略)

(2) (3) (略)

- 2. 確定拠出年金運営管理機関の行為準則
 - (1) 忠実義務(法第99条第1項)の内容 確定拠出年金運営管理機関は、少なくとも次の事項に留意しなければ

<u>②</u>~<u>⑥</u> (略)

(2) • (3) (略)

- 2. 確定拠出年金運営管理機関の行為準則
 - (1) 忠実義務(法第99条第1項)の内容 確定拠出年金運営管理機関は、少なくとも次の事項に留意しなければ

ならないこと。

- ① (略)
- ② 運用関連運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考え、手数料等も考慮した加入者等の利益が最大となるよう、資産の運用の専門家として社会通念上要求される程度の注意を払いながら運用の方法に係る金融商品の選定、提示及びそれに係る情報提供を行うこと。なお、制度発足時点では、もっぱら加入者等の利益のみを考え、手数料等も考慮した加入者等の利益が最大となるよう、資産の運用の専門家として社会通念上要求される程度の注意を払いながら運用の方法に係る金融商品の選定、提示及びそれに係る情報提供を行っていたとしても、その後定期的に見直しを行わなければ、期間の経過により、そうでなくなる可能性があることから、確定拠出年金運営管理機関においても、事業主に対する説明責任を積極的に果たすとともに、事業主との意見交換等を踏まえつつ、定期的に、第10.2に記載する項目等、自己の運営管理業務の遂行状況を点検・確認し、必要に応じて見直しを行うこと。

③~⑥ (略)

① 確定拠出年金運営管理機関が、その運営管理業務の一部を他の確定 拠出年金運営管理機関に再委託する場合にあっては、委託先の選定基 準を適切に定めていること。また、確定拠出年金運営管理機関が、そ の運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託し ている場合にあっては、当該再委託した確定拠出年金運営管理機関か ら、その業務の実施状況等について少なくとも年1回以上定期的に報 告を受け、委託先の業務遂行能力や、法令及び契約条項の遵守状況に ついて加入者等の立場から見て必要があると認められる場合には、そ の業務内容の是正又は改善を申し入れるとともに、その旨を事業主又 ならないこと。

- ① (略)
- ② 運用関連運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考え、手数料等も考慮した加入者等の利益が最大となるよう、資産の運用の専門家として社会通念上要求される程度の注意を払いながら運用の方法に係る金融商品の選定、提示及びそれに係る情報提供を行うこと。

③~⑥ (略)

① 確定拠出年金運営管理機関が、その運営管理業務の一部を他の確定 拠出年金運営管理機関に再委託している場合にあっては、当該再委託 した確定拠出年金運営管理機関から、その業務の実施状況等について 少なくとも年1回以上定期的に報告を受け、加入者等の立場から見て 必要があると認められる場合には、その業務内容の是正又は改善を申 し入れるとともに、その旨を事業主又は国民年金基金連合会に報告す ること。 は国民年金基金連合会に報告すること。

また、当該再委託した確定拠出年金運営管理機関がその申し入れに 従わず、又はその再委託した業務の実施状況により再委託を継続する ことが困難であると認めるときは、事業主又は国民年金基金連合会に その旨を報告し、法第5条に規定する手続きにしたがって、その再委 託契約を取消し、他の確定拠出年金運営管理機関に再委託すること。

(2) • (3) (略)

(4) 法第100条第6号に関する事項

① 法第 100 条第6号中の「特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めること」としては、例えば、以下の場合が該当すること。

ア~ウ (略)

- 工 提示した運用の方法のうち一部の運用の方法について情報提供すること。ただし、加入者等から特定の運用の方法の説明を求められた場合において、運用の方法の一覧を示して行うときを除く。
- ②•③ (略)
- (5) いわゆる営業職員に係る<u>運用の方法の選定に係る事務</u>の兼務の禁止
- ① 禁止の趣旨

確定拠出年金運営管理機関は、制度上もっぱら加入者等の利益のみを考慮して中立な立場で運営管理業務を行うものとして位置づけられているところであり、こうした趣旨に基づき、法第 100 条において、特定の運用の方法に係る金融商品について指図を行うことを勧める行為の禁止をはじめ、各種の禁止行為が規定されているところであ

また、当該再委託した確定拠出年金運営管理機関がその申し入れに 従わず、又はその再委託した業務の実施状況により再委託を継続する ことが困難であると認めるときは、事業主又は国民年金基金連合会に その旨を報告し、法第5条に規定する手続きにしたがって、その再委 託契約を取消し、他の確定拠出年金運営管理機関に再委託すること。

 $(2) \cdot (3)$ (略)

(4)「特定の運用の方法を勧めること」の内容

① 法第 100 条第 6 号中の「特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めること」としては、例えば、以下の場合が該当すること。

ア~ウ (略)

(新設)

- ②・③ (略)
- (5) いわゆる営業職員に係る運用関連業務の兼務の禁止
- ① 禁止の趣旨

確定拠出年金運営管理機関は、制度上もっぱら加入者等の利益のみを考慮して中立な立場で運営管理業務を行うものとして位置づけられているところであり、こうした趣旨に基づき、法第 100 条において、特定の運用の方法に係る金融商品について指図を行うことを勧める行為の禁止をはじめ、各種の禁止行為が規定されているところであ

る。したがって、金融商品の販売等を行う金融機関が自ら確定拠出年 金運営管理機関として運用関連業務を行う場合には、あくまでも中立 な立場で業務を行い、当該禁止行為が確実に行われないようにすると ともに、確定拠出年金運営管理機関に対する国民の信頼が確保される よう、金融商品の販売等を行ういわゆる営業職員<u>は運用の方法の選定</u> に係る事務を兼務してはならないこととしたものであること。

② 運用の方法の選定に係る事務を行うことができる者について

上記①の趣旨を踏まえ、<u>運用の方法の選定に係る事務を行うことができる者は、</u>運営管理業務の専任者が行うことを基本とし、やむを得ず兼任者で対応する場合にあっても、当該兼任者は、個人に対し商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者であってはならないこと。

③ 「役員、営業所の長その他これに類する者」について 主務省令第10条第1号中の「その他これに類する者」とは、営業 所の長が欠けたときにその職務を代理することとなる者であり、例え ば、副支店長、副支社長、副支部長等をいうものであること。 る。したがって、金融商品の販売等を行う金融機関が自ら確定拠出年 金運営管理機関として運用関連業務を行う場合には、あくまでも中立 な立場で業務を行い、当該禁止行為が確実に行われないようにすると ともに、確定拠出年金運営管理機関に対する国民の信頼が確保される よう、金融商品の販売等を行ういわゆる営業職員(主務省令第10条第 1号に規定する「運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若し くは媒介又はそれらに係る勧誘に係る事務を行う者」をいう。)は運 用関連業務(令第7条第2項に規定する事務を除く。以下同じ。)を兼 務してはならないこととしたものであること。

② 運用関連業務を行うことができる者(以下「運用関連業務者」という。) について

上記①の趣旨を踏まえ、<u>運用関連業務者は</u>運営管理業務の専任者が行うことを基本とし、やむを得ず兼任者で対応する場合にあっても、 当該兼任者は、個人に対し商品の販売若しくはその代理若しくは媒介 又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者であってはならないこと。

③ 「役員、営業所の長その他これに類する者」について 主務省令第10条第1号中の「その他これに類する者」とは、営業 所の長が欠けたときにその職務を代理することとなる者であり、例え ば、副支店長、副支社長、副支部長等をいうものであること。

この規定は、役員、営業所の長その他これに類する者は、あくまでも主たる事務所又は営業所における運用関連業務の責任者として、当該業務を総括することができるようにするという観点から、禁止行為の対象外としているものであって、これらの者は、やむを得ず加入者等からの苦情に対応する場合等を除き、基本的には、個々の加入者等に対して運用関連業務を行わないこと。

(6) 主務省令第10条第2号の内容

主務省令第10条第2号に関し、(5) ①の趣旨を踏まえ、(4) の内容に留意して、営業職員が、確定拠出年金の運用の方法として加入者等に提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと又は指図を行わないことを勧めることのないこと。

(7)主務省令第10条第6号の内容

比較表示に関し、例えば以下のような行為をした場合は、主務省令第 10 条第6号に該当すると考えられることから、これらの行為が行われ ないよう留意すること。

- ① 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。
- ② 運用の方法の内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括 的に示さず一部のみを表示すること。
- ③ 運用の方法の内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。
- ④ 社会通念上又は取引通念上同等の商品として認識されない運用の 方法間の比較について、あたかも同等の種類との比較であるかのよう に表示すること。

(8) 主務省令第10条第7号関係

主務省令第10条第7号の「運用の指図を行う際にその判断に影響を 及ぼすこととなる重要なもの」としては、例えば、規則第20条第1項 各号に掲げる事項が該当すると考えられるほか、以下のような行為を行った場合には、同号に該当すると考えられるため、これらに留意するこ (新設)

(新設)

と。

- ① 規則第20条第5項の「金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載された数値又は信用ある格付機関の格付(以下「客観的数値等」という。)以外のものを用いて、当該金融機関の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。
- ② 使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さずその 意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと。
- ③ 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該運用の方 法の元本の支払が保証されていると誤認させること。
- ④ 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。

(9) 主務省令第 10 条第 9 号関係

主務省令第10条第9号の「運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる事項(法第100条第4号の政令で定めるものを除く。)」 には、例えば、次のものが該当することが考えられる。

- ① 確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況
- ② 当該確定拠出年金運営管理機関と運営管理契約を締結した場合に 必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する 情報

(10) 主務省令第 10 条第 10 号関係

主務省令第 10 条第 10 号の「当該企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項」には、例えば、次のものが該当することが考えられる。

① 令第51条各号に掲げる事項

(新設)

- ② 確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況
- ③ 当該確定拠出年金運営管理機関を選択した場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報

(11) 主務省令第 10 条第 11 号関係

主務省令第 10 条第 11 号の「当該個人型年金加入者等の判断に影響 を及ぼすこととなる事項」には、例えば、次のものが該当することが考 えられる。

- ① 令第51条各号に掲げる事項
- ② 確定拠出年金運営管理機関である法人の信用及び財産の状況
- ③ <u>当該確定拠出年金運営管理機関を指定した場合に必要となる手数</u> 料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報
- (注)確定拠出年金の運用の方法以外の金融商品と異なり、個人型年金加入者等が、個人型年金加入者等である期間中、個別の運用の方法に係る手数料以外に、運営管理業務、事務委託先金融機関の業務及び国民年金基金連合会の業務に係る費用も負担することを明示すること。
- ④ 確定拠出年金の老齢給付金の受給開始時期及び脱退一時金の支給要件
- (注)確定拠出年金の運用の方法以外の金融商品と異なり、個人型年金加入者等は、原則として60歳から老齢給付金を受給することになりその前に脱退一時金を受給することはできないこと及び50歳超で個人型年金加入者等となった場合、通算加入者等期間に応じて、老齢給付金の受給開始時期が60歳より遅くなることを明示した上で、確定拠出年金制度は高齢期の所得確保を目的とした制度であることを説明すること。

また、その際には、確定拠出年金制度は高齢期の所得確保を目的とした制度であることから、個人の現役時代の生活設計を勘案しつつ、老後の生活設計や資産形成の計画等を踏まえ、確定拠出年金制度に加入するかは個人で十分に検討する必要がある旨説明すること。

(12) 行為準則に関する留意点

加入者等の権利が不当に侵害されないよう運営管理機関の行為準則 が設けられた趣旨に鑑み、加入前の者に対して行為準則に反する行為が 行われることにより、その者が加入者等となった場合、その加入者等の 権利が侵害されることのないよう留意すること。

3. 確定拠出年金運営管理機関の業務管理態勢

確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考慮し、加入者等の利益が最大となるよう、法令及び社内規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うことが求められることから、法令及び社内規則等の適正な遵守を確保するための態勢を整備しなければならない。特に、下記の事項に留意すること。

- (1) 運用関連業務が適切に行われるよう社内規則等を定めるとともに、 運用関連業務を行う役職員(運用の方法の提示又は情報を提供する営 業職員を含む。) への周知を行っていること。
- (2) 法令及び社内規則等の遵守状況を検証する態勢を整備していること。
- (3) 運用関連業務を行う役職員(運用の方法の提示又は情報を提供する 営業職員を含む。)が、当該業務及びその前提となる確定拠出年金制 度に関する十分な知識を有するよう、研修等を行っていること。

(新設)

- (4)加入者等から申出があった苦情等に対し、迅速・公平かつ適切に対 処する態勢を整備していること。
- (5) 第9.2(1)⑦の態勢を整備していること。

また、確定拠出年金運営管理機関が運営管理業務に付随する事務の 一部を他の者に委託する場合に、委託先の選定基準が適切に定められ ていること。また、委託先の業務遂行能力や、法令及び契約条項の遵 守状況について継続的に確認できる態勢が整備されていること。さら に委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策(業務の改 善の指導、委任の解消等)を明確に定めていること。

第10 事業主による確定拠出年金運営管理機関の定期的な評価

1. 事業主による確定拠出年金運営管理機関の定期的な評価の考え方 事業主は、企業型確定拠出年金制度を実施する主体であり、もっぱら加 入者等の利益のみを考慮し、確定拠出年金運営管理機関を選定することが 必要である。

この点、制度発足時点で評価した確定拠出年金運営管理機関の体制や運用の方法がその時点で望ましいものであったとしても、期間の経過により、必ずしもそうでない体制や商品になることがありうる。こうした点を制度の実施主体として、自身で点検・確認し、確定拠出年金運営管理機関との対話等を通じて、改善していくことが必要である。このため、事業主は、確定拠出年金制度を導入した後も、法第7条第4項に基づき、少なくとも5年ごとに、確定拠出年金運営管理機関の運営管理業務の遂行状況について評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。なお、第9.1(1)⑦において、事

業主は、確定拠出年金運営管理機関等から、その業務の状況等について、 年1回以上定期的に報告を受けること等が記載されているが、これらの報告内容についても、定期評価の際に考慮した上で、確定拠出年金運営管理機関の評価を行うことが望ましい。

点検すべき項目や手法については、その企業の規模や加入者等の構成、 制度導入からの定着度、投資教育の充実度等により、それぞれの事業主に おいて異なると考えられるが、少なくとも運営管理業務に係る下記2の事 項について報告を受け、確定拠出年金運営管理機関の運営管理業務の遂行 状況について評価を行い、当該報告内容及び評価の内容を加入者等に対し て開示することが望ましい。

2. 具体的な評価項目

確定拠出年金運営管理機関により運用の方法が選定された時点から時間が経過しても、なお、加入者等にとって最適な運用の方法が選定されているかを確認することが求められることから、以下の点が評価項目として考えられること。

- ① 運用の方法に関する第9.1(1)②の事項
- ② 確定拠出年金運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容 (商品や運用会社の評価基準を含む。)、またその報告があったか
- ③ 加入者等への情報提供がわかりやすく行われているか(例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況)

また、確定拠出年金制度を長期的・安定的に運営するには、運営管理業務を委託する確定拠出年金運営管理機関自体の組織体制や事業継続性も重要となることから、運営管理業務の運営体制、確定拠出年金運営管理機関の信用及び財産の状況等も評価項目とすることが考えられること。

なお、上記の通り、定期的な評価は、事業主が主体的・俯瞰的に再点検

し、確定拠出年金運営管理機関との対話等を通じて、制度の是正又は改善につなげていくべきものであり、点検すべき項目や手法については、その企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育の充実度等により、それぞれの事業主において異なると考えられることから、上記項目以外であっても、確定拠出年金運営管理機関から運営管理業務に付随して提供を受けているサービス(例えば、投資教育を委託している場合の投資教育の内容や方法等)で点検すべき項目があれば、当該項目についても評価することが望ましい。

第11・第12 (略)

第10・第11 (略)